

報告事項 2 年次有給休暇の取得促進キャンペーンについて

働き方改革に向けた全県的な機運醸成を促進するため、重点テーマである「長時間労働の縮減」に向けた統一キャンペーンを4月20日から開始した。

1 キャンペーンテーマ

「年次有給休暇の取得促進」

〔テーマ選定理由〕

- ・従業員（正規、非正規）、管理職を問わず誰もが参加できる取組であること
- ・プラスワン年休、指定年休など、様々な取組手法があること
- ・業務の効率化やマネジメント向上に向けた具体的な取組に直結すること
- ・29年度参加企業における更なる取組促進や、参加企業の拡大など、キャンペーンの浸透状況を把握するため、同一テーマで継続実施することが適当であること

2 取組方法

- ・企業の自主的な取組促進のため、自由参加方式とし、取組実績が一定の基準を満たした事業所名を公表
- ・取組の拡大と成果向上を図るため、開始時期を昨年より約2箇月前倒しし、ゴールデンウィーク前から開始するとともに、公表基準を見直し

(1) 参加単位

○原則として「事業所」単位（工場、事務所、営業所、商店、学校、病院、役所等）

(2) 参加申込

○キャンペーン参加事業所の募集を、マスコミ、SNS等、様々な広報手段で積極的にPRするとともに、各構成団体が企業・団体に呼びかけ

○申込期間 平成30年4月20日から7月2日まで（約2箇月間）

※5～6月の各団体の定時総会等を通じ、構成団体から会員企業・団体に強力な呼びかけをお願いします。

(3) 実績報告

○対象期間 平成30年1月～12月（29年度実績との比較を行うため、29年度と同様に、年度ではなく暦年で集計）

○報告期限 平成31年1月31日

○結果公表 平成31年2月下旬

○公表基準 次のいずれかの基準を満たした事業所名を公表

多くの県民に賛同を呼びかけることが目的なので、順位づけはしない。

区 分	基 準	備 考
①従業員1人当たりの年休取得日数	<u>12日以上</u> (29年度：11日以上)	主に大規模事業所を想定
②従業員1人当たりの年休取得日数の対前年伸び率	10%以上 (29年度と同じ)	主に中小事業所を想定

※ 国の2020年の目標が年休取得率70%（14日以上）であることから、その2年前に当たる平成30年度は、目標を「12日以上」と設定する。